



廃 第 1 1 6 号  
平成 2 9 年 4 月 1 9 日

千葉県環境計量協会会長 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長



千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する  
条例施行規則の改正について

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」(以下「規則」という。)が平成29年3月31日に改正され、平成29年7月1日から施行されます。

改正内容等は、下記のとおりですので、貴協会会員への周知をお願いします。

記

1 改正内容

- (1) 規則別表第1「土砂等の安全基準」及び別記第4号様式「地質分析(濃度)結果証明書」にクロロエチレン及び1,4-ジオキサンを追加する。
- (2) 規則別記第13号様式「排水汚染状況測定(濃度)結果証明書」に1,4-ジオキサンを追加する。
- (3) 規則第3条第1項第1号に定める公共的団体の名称について規定整備を行う。
- (4) その他所要の規定整備を行う。

2 施行期日等

- (1) 平成29年7月1日(上記1(3)は平成29年4月1日)から施行する。
- (2) 必要な経過措置を設ける。

3 参考資料

- (1) 規則別記第4号様式及び第13号様式の新旧対照表
- (2) 平成29年3月の規則改正に係る経過措置について(改正規則附則)
- (3) 平成29年3月の規則改正に係る経過措置について(イメージ図)

〔 担当：廃棄物指導課残土対策班  
Tel. 043(223)2641 〕

(旧)

第四号様式 (第四号第二項第十二号及び第五項第四号、第八号第三項並びに第十二号第一項第一号及び第二項)

地質分析 (濃度) 結果証明書		測定値		基準値		測定方法	年月日
計量の対象	単位	測定値	基準値	計量の対象	単位		
カドミウム	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 55			
全シアン	mg/l	不検出	不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く)			
有機燐	mg/l	不検出	不検出	昭和49. 報告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1.10のガスクロマトグラフ 法以外のもの			
鉛	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 54			
六価クロム	mg/l	0.05	0.05	日本工業規格 K0102 65.2			
砒	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 61			
総水銀	mg/l	0.0005	0.0005	昭和46. 報告第59号付表1			
アルキル水銀	mg/l	不検出	不検出	昭和46. 報告第59号付表2及び昭和49. 報告第64号付 表3			
P	mg/l	不検出	不検出	昭和46. 報告第59号付表3			
ジクロロメタン	mg/l	0.02	0.02	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
四塩化炭素	mg/l	0.002	0.002	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
1,2-ジクロロエ タン	mg/l	0.004	0.004	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.3.2			
1,1-ジクロロエ タン	mg/l	0.1	0.1	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
シス-1,2-ジク ロエタン	mg/l	0.04	0.04	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
トランス-1,2-ジ クロエタン	mg/l	1	1	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
1,1,1-トリクロ ロエタン	mg/l	0.006	0.006	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
1,1,2-トリクロ ロエタン	mg/l	0.03	0.03	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
トリクロロエチ レン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
テトラクロロエ タン	mg/l	0.002	0.002	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1			
1,3-ジクロロブ ロペン	mg/l	0.006	0.006	昭和46. 報告第59号付表4			
チウラム	mg/l	0.003	0.003	昭和46. 報告第59号付表5第1、第2			
シマジン	mg/l	0.02	0.02	昭和46. 報告第59号付表5第1、第2			
チオベンカルブ	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
ベンゼン	mg/l	0.01	0.01	日本工業規格 K0102 67.2.67.3.67.4			
セレン	mg/l	0.8	0.8	日本工業規格 K0102 34.1.34.4.昭和46. 報告第 59号付表9			
ふっ素	mg/l	1	1	日本工業規格 K0102 47.1.47.3.47.4			
ほう素	mg/l	15	15	昭和50. 総合第31号第1条第3項及び第2 条			
農用地	mg/kg	125	125	昭和47. 総合第66号第1条第3項及び第2 条			
田に類する	mg/kg						
農地の性状	形状	色	におい	工事名:			
農地の性状	形状	色	におい	発生場所: 発生事業者名: 発着事業者名: 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及 び事業所の所在地:			

(新)

第四号様式 (第四号第二項第十二号及び第五項第四号、第八号第三項並びに第十二号第一項第一号及び第二項)

地質分析 (濃度) 結果証明書		測定値		基準値		測定方法	年月日
計量の対象	単位	測定値	基準値	計量の対象	単位		
カドミウム	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 55			
全シアン	mg/l		不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く)			
有機燐	mg/l		不検出	昭和49. 報告第64号付表1、 日本工業規格 K0102 31.1.10のガスクロマトグラフ 法以外のもの			
鉛	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 54			
六価クロム	mg/l		0.05	日本工業規格 K0102 65.2			
砒	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 61			
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46. 報告第59号付表1			
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46. 報告第59号付表2及び昭和49. 報告第64号付 表3			
P	mg/l		不検出	昭和46. 報告第59号付表3			
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
クロロエチレン	mg/l		0.002	平成9. 報告第10号付表			
1,2-ジクロロエ タン	mg/l		0.004	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.3.2			
1,1-ジクロロエ タン	mg/l		0.1	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
シス-1,2-ジク ロエタン	mg/l		0.04	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
トランス-1,2-ジ クロエタン	mg/l		1	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
1,1,1-トリクロ ロエタン	mg/l		0.006	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
1,1,2-トリクロ ロエタン	mg/l		0.03	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
トリクロロエチ レン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1.5.4.1.5.			
テトラクロロエ タン	mg/l		0.002	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.1			
1,3-ジクロロブ ロペン	mg/l		0.006	昭和46. 報告第59号付表4			
チウラム	mg/l		0.003	昭和46. 報告第59号付表5第1、第2			
シマジン	mg/l		0.02	昭和46. 報告第59号付表5第1、第2			
チオベンカルブ	mg/l		0.01	日本工業規格 K0125 5.1.5.2.5.3.2			
ベンゼン	mg/l		0.01	日本工業規格 K0102 67.2.67.3.67.4			
セレン	mg/l		0.8	日本工業規格 K0102 34.1.34.4.昭和46. 報告第 59号付表6			
ふっ素	mg/l		1	日本工業規格 K0102 47.1.47.3.47.4			
ほう素	mg/l		15	昭和50. 総合第31号第1条第3項及び第2 条			
農用地	mg/kg		125	昭和47. 総合第66号第1条第3項及び第2 条			
田に類する	mg/kg						
農地の性状	形状	色	におい	工事名:			
農地の性状	形状	色	におい	発生場所: 発生事業者名: 発着事業者名: 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行われた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及 び事業所の所在地:			



(旧)

第十三号様式 (第十二条第一項第三号及び第二項)

項目		単位	測定値	測定値 上下限値	測定方法	年月日
カドミウム	mg/l				日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l				日本工業規格 K0102 38.1.2及び38.2. 38.1.2及び38.3. 38.1.2及び38.3	
有機機	mg/l				昭和49. 報告第64号付表1	
鉛	mg/l				日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l				日本工業規格 K0102 65.2.1	
砒	mg/l				日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l				昭和46. 報告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l				昭和46. 報告第59号付表2及び昭和49. 報告第64号付表3	
P C B	mg/l				日本工業規格 K0093. 昭和46. 報告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
四塩化炭素	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリナトリウム	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリエチル	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリス(2-メチル)エチル	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリス(2-メチル)エチル	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
チウラム	mg/l				昭和46. 報告第59号付表4	
シマジン	mg/l				昭和46. 報告第59号付表5第1. 第2	
チオベンカルブ	mg/l				昭和46. 報告第59号付表5第1. 第2	
ベンゼン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.2	
セレン	mg/l				日本工業規格 K0102 67	
ふっ素	mg/l				日本工業規格 K0102 34.1. 34.2. 昭和46. 報告第59号付表6	
ほう素	mg/l				日本工業規格 K0102 47	
銅	mg/l				日本工業規格 K0102 52.2. 52.3. 52.4. 52.5	
浮遊物質	mg/l				昭和46. 報告第59号付表9	
水素イオン濃度	—				—	

備考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地:

(新)

第十三号様式 (第十二条第一項第三号及び第二項)

項目		単位	測定値	測定値 上下限値	測定方法	年月日
カドミウム	mg/l				日本工業規格 K0102 55	
全シアン	mg/l				日本工業規格 K0102 38.1.2及び38.2. 38.1.2及び38.3. 38.1.2及び38.3	
有機機	mg/l				昭和49. 報告第64号付表1	
鉛	mg/l				日本工業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l				日本工業規格 K0102 65.2.1. 65.2.6	
砒	mg/l				日本工業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l				昭和46. 報告第59号付表1	
アルキル水銀	mg/l				昭和46. 報告第59号付表2及び昭和49. 報告第64号付表3	
P C B	mg/l				日本工業規格 K0093. 昭和46. 報告第59号付表3	
ジクロロメタン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
四塩化炭素	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
1,2-ジクロロエタン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリナトリウム	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリエチル	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
トリス(1,2-ジクロロエチル)リン酸トリス(2-メチル)エチル	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.1. 5.5	
チウラム	mg/l				昭和46. 報告第59号付表4	
シマジン	mg/l				昭和46. 報告第59号付表5第1. 第2	
チオベンカルブ	mg/l				昭和46. 報告第59号付表5第1. 第2	
ベンゼン	mg/l				日本工業規格 K0125 5.1. 5.2. 5.3.2. 5.4.2	
セレン	mg/l				日本工業規格 K0102 67	
ふっ素	mg/l				日本工業規格 K0102 34.1. 34.2. 昭和46. 報告第59号付表6	
ほう素	mg/l				日本工業規格 K0102 47	
銅	mg/l				日本工業規格 K0102 52.2. 52.3. 52.4. 52.5	
浮遊物質	mg/l				昭和46. 報告第59号付表9	
水素イオン濃度	—				—	

備考 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地:



## 平成 29 年 3 月の規則改正に係る経過措置について（改正規則附則）

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号の改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表第 1 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる土砂等の埋立て等に使用される土砂等について適用し、施行日前行われた土砂等の埋立て等に使用された土砂等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 9 年千葉県条例第 12 号。以下「条例」という。）第 10 条の許可（条例第 13 条第 1 項の許可を含む。以下「既許可」という。）を受けている者が施行日前に条例第 15 条の規定による届出を行った場合における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に既許可を受けている者が施行日以後に条例第 15 条の規定による届出（当該届出に係る土砂等の搬入期間の終期が平成 29 年 9 月 30 日までのものに限る。）を行う場合であって、当該届出に係る土砂等が改正前の千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第 1 の規定による安全基準に適合していることについて施行日前に同条の規定による証明があったとき（施行日前に、同条第 1 号若しくは第 4 号の規定による承認又は同条第 2 号の規定による証明があったときを含む。）における当該届出に係る土砂等（当該届出に係る土砂等の搬入期間内に搬入されるものに限る。）についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に既許可を受けている者の当該既許可に係る特定事業の区域内において、前 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる土砂等を使用して土砂等の埋立て等が行われた場合における条例第 17 条第 2 項、条例第 20 条第 5 項、条例第 21 条第 4 項及び条例第 21 条の 2 第 4 項の規定による確認に係る当該特定事業の区域内の土砂等についての改正後の規則別表第 1 の規定の適用については、附則第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 平成29年3月の規則改正に係る経過措置について（イメージ図）

